

日社福士 2022-141

2022年6月10日

2023年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一層の支援

各市町村において包括的な相談支援体制の構築を推進するためには、重層的支援体制整備事業に取り組むことが1つの方策となります。市町村が事業に取り組む意義や取り組むことで生じる業務等を正確に理解するとともに、地域の相談支援機関等と地域の相談支援体制の在り方を協議し、検討する過程が重要です。

そのためには、市町村職員をはじめ、各種相談支援機関の職員などへの普及・啓発が重要となることから、国及び都道府県による普及・啓発活動が重要です。すべての都道府県において後方支援事業が実施されるよう、都道府県に対する指導・助言をお願いします。

また、市町村における検討には、一定の期間を要することが予想されることから、重層的支援体制整備事業に関する継続した財源確保に加え、数年間は移行準備事業が継続されるよう財源確保をお願いします。

さらに、専門職に求められる資質としてソーシャルワーク機能を發揮することが求められることに加え、改正社会福祉法において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が配置されるように必要な措置を講じてください。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、新型コロナウイルス感染拡大等の新たな課題や、失業者増加による生活保護申請の増加が見込まれる中、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」(2017年12月)において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めるについても、

検討を行うべきである。」との記載がありますが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討していただきますようお願いします。

特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、有資格者の配置が望まれるため、各福祉事務所設置自治体が有資格者を配置した際の国費割増制度の検討を願います。

○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

現在、生活保護受給者等への就労支援の強化が進められていますが、就労支援事業を通じた就労・增收率の増加等、数値目標のみを優先することで、雇用者と本人のミスマッチ等、就労の継続が困難となる課題がみられます。就労後の定着にかかる実態把握とともに、就労支援者が、本人の生活歴や適性を配慮し、継続して就労するための環境整備を含めた支援制度への改正を求めます。

○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

○生活保護制度における教育扶助への加算

小中学校の圧倒的多数で実施されている学校給食費用は教育扶助から支給されていますが、一部給食未実施の学校の場合、自宅から弁当を持参したりパンなどを購入したりすることとなるため明らかな格差が生じています。給食未実施の地域の児童、生徒のいる家庭には、教育扶助に「給食費相当特別加算」制度を設けてください。なお、生活扶助基準の第1類については、現行では12歳から17歳までが同じ区分となっており、概ね中学生と高校生が同一額であることから、中学生の一定日数の昼食相当額が教育扶助でカバーされているにも関わらず、高校生には適用されないことから、第一類の基準額区分を12～14歳と15～17歳に分割し、高校生相当には一定額上乗せして改定していただきますようお願いします。

○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用範囲について、検討をお願いします。

○外国人の支援における相談員の資質向上及び相談援助に用いるツールの整備について

福祉的支援を必要としている外国人が、言語や文化の違い等で支援を受けることができないということがないよう、各自治体に対して相談体制の整備推進をお願いします。具体的には相談員の資質向上、相談援助に用いるツールの整備が必要であると考えます。

なお、本会では、「滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック」や、そのガイドブックを活用するための e-ラーニングコンテンツ、福祉的支援を必要とする外国人をアセスメントする際に使用する「領域別シート」を作成し、無料で本会ホームページに掲載していますので、各自治体に対して、これらのツールの活用について周知をお願いします。

○ひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援には、ひきこもり当事者やその家族への医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要です。さらに、個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション）等ソーシャルワーク機能を発揮した支援の展開が不可欠です。

令和元年 6 月に厚生労働大臣から発出された「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」では、「時間をかけて寄り添う支援」の必要性、「より相談しやすい体制」の整備、「より質の高い支援ができる人材」の増強に言及されています。

既に都道府県、指定都市に設置されている、「ひきこもり地域支援センター」では、社会福祉士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつけることとされています。このことからも、新たに市町村で実施できることとなった「ひきこもり支援ステーション事業」についても、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○ひきこもり支援における教育関係機関との連携の推進

平成 31 年 3 月に内閣府より出された「生活状況に関する調査」では、ひきこもり状態になったきっかけのうち、学校での不登校が約 1 割となっています。また、学校現場では、在学中は不登校として教育面からの支援を受けることが可能ですが、卒業・中退した後は、支援が途切れことがあります。

令和 3 年 10 月に出された「ひきこもり支援に関する関係府省会議」のとりまとめでは、福祉関係機関と教育関係機関の連携についての配慮のお願いがされておりますが、上記のように卒業・中退した後に支援が途切れるなど、連携・協働が十分とは言えない現状があります。

そのため、当事者が連続的、継続的に支援を受けることができるよう、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関に対して、不登校支援からひきこもり支援への移行支援会議の開催など、更なる働きかけをお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ釈放直後に向け生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれ直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 保護の実施責任」記載の局長通知第2-12-「(5)」として改正・追記してください。

なお、福祉事務所が疲弊することのないよう施策の検討をお願いいたします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、コロナ禍での住居確保給付金の相談対応や、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についても社会福祉士の配置をお願いします。

なお、配置を進めるにあたっては、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用での配置をお願いします。

○生活福祉資金の特例貸付の相談窓口における社会福祉士の配置について

コロナ禍で、生活福祉資金の特例貸付の相談件数が急激に増加し、社会福祉協議会等の相談窓口では、迅速な貸付対応のために、ソーシャルワーク専門職以外の人員で対応せざるを得ない現状があります。また、年金担保貸付制度の終了に伴い、さらに相談件数が増加することが予想される中、厚生労働省から自治体に対して生活福祉資金貸付窓口の体制強化の要請をいただいたところですが、相談者の多くは、経済的困窮をはじめ、複合的な課題を抱えていることが多くあり、相談者が自律的な生活を送ることができるよう支援するためには、貸付による支援だけでは限界があり、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合的な視点での伴走型支援が必要不可欠です。

生活福祉資金の特例貸付の相談窓口には、複合的な生活課題をアセスメントし、多機関や地域社会との連携を図り、課題への制度横断的な対応の専門性を有する、社会福祉士の配置および必要な財源措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防対策に取り組むこと

を宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保及び福祉手続きの円滑化

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いします。都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

また、刑事収容施設にいる特別調整対象者の診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている（「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書））。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」という。）を業とする者」とされています。「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

○災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの改正

災害時の福祉支援体制の整備について（各都道府県知事あて平成30年5月31日 社援発0531第1号 厚生労働省社会・援護局長通知）で定める「災害時の福祉支援体制の

整備に向けたガイドライン」によれば、災害派遣福祉チームの活動は一般避難所における災害時要配慮者に対する支援が示されているところであるが、避難生活後においても、自立した生活が円滑にできるようにするまで、引き続き派遣が継続できるよう、改正することを提案します。

【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

多様化する障害者のニーズに対応するために、指定特定相談支援事業、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センターがそれぞれに役割を果たす三層構造による相談支援体制の構築が示されています。しかし、市町村における基幹相談支援センターは50%が未設置（令和3年4月）という状況です。

三層構造による相談支援体制が機能し、基幹相談支援センターが各市町村で設置されるよう必要な措置を講じて下さい。

○障害児の相談支援体制の整備

発達障害に関する相談支援を必要とする人は増えていますが、児童発達支援センターに予約をしても相談支援を受けられるまでに数ヶ月から半年は待たなければならない状況が生まれています。また、児童発達支援センターが整備されていない市町村も多くあります（児童発達支援センター設置市町村の割合（令和2年社会福祉施設等調査の概況）：36.9% 令和2年10月1日時点）。発達障害を持つ児童や家族が生活で直面する課題を、その都度適切に相談支援が受けられるように、児童発達支援センターが各市町村で配置されるように必要な措置を講じて下さい。

【厚生労働省 老健局関係】

○地域包括支援センターの機能強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核機関である地域包括支援センターの機能強化が求められる中で、現状では介護予防支援に費やす時間的・労力的負担によって十分な対応ができていない状況が見られます。地域包括支援センターが相談支援、地域づくり等のソーシャルワーク機能が発揮できるよう、介護予防支援業務のあり方を再整理するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務負担も踏まえ、臨時的に人員体制を充実することができるよう財源確保をお願いします。

○介護報酬における社会福祉士配置による加算

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また2018年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬において

も社会福祉士配置による加算の対象となっています。これらを踏まえ、相談職を配置する場合においては、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算が設定されるとともに、議論にあたり、関係する審議会等への参画を認めていただきたく、お願ひします。

○成年後見制度利用支援事業の的確な実施に向けた市町村支援および予算確保

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法（地域生活支援事業）では既に必須事業であり、介護保険法（地域支援事業）でも必須事業とするようお願いします。

2021年11月26日に発出された「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」において、審判の請求に係る市町村間の調整の円滑化、市町村申立における親族調査の在り方について、検討を重ね、一定のとりまとめがなされました。その中でも深い関連がある成年後見制度利用支援事業について、その運用実態や予算化等について地方自治体によるばらつきや格差があることが指摘されています。

また、2022年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域においても、成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討することが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない（あるいは生活保護受給を望まない）低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されるとともに、市町村および都道府県による取組みの実現のために、国としてさらなる働きかけや必要な財源確保を行うことをお願いします。

【厚生労働省 子ども家庭局関係】

○子どもの貧困対策に関する大綱の推進強化

2年以上続くにコロナ禍は子育て家庭の生活に強く影響を与えております。保護者の就労上、健康上等の状況悪化からのストレスは子どもたちの生活を強く脅かし大人以上に先行きの見通しが立てられません。

特に経済的困窮は生活基盤に直接的な影響を与えております。このことは従来から指摘されていたひとり親家庭のみではなく多くの子育て家庭に広がっている状況です。

そこで対応策として即時的な効果を望める経済支援の強化として児童手当、児童扶養手当を使いやすいように所得制限の廃止など円滑な実施の手立て、教育費の減免及び奨学金の給付制度等の促進等の推進強化を望みます。

○児童相談所長による未成年後見制度の積極的な運用について

児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりをもとうし

ない者や、施設等からの連絡を取ることが難しい者がいます。施設入所中等は、施設長の親権代行として権利が保障されていますが、児童のパーマネンシープランニングや自立を見通した支援においては、退所時の居所の指定や職業選択において、親権行使する者が不在で児童が不利益を被っている状況にあります。

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切に養育されること最善の利益を保証することが明記されました。児童養護施設や里親などで生活する子どもに親権が適切に行使できるように、児童相談所長は一時的な親権停止の措置や未成年後見制度を積極的に運用することをお願いします。

○未成年後見事務に係る高等学校等就学支援金制度や児童手当における保護者等の所得要件について

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。それに基づき、当会においても専門職未成年後見人として活動をしている者が徐々に増えている状況です。

子育てに対する施策のひとつである高等学校等就学支援金制度や児童手当等においては、保護者等の所得要件があります。これについては、親族でない、かつ同居もしていない第三者の未成年後見人の所得について申請する義務はないと考えます。しかし、一部の市町村においては生活実態を鑑みず、「法定の未成年後見人である」ことだけを理由に、第三者の未成年後見人の所得状況の申請を要求する場合があります。本来の制度の趣旨や役割を理解し、適正な運用をするための周知の徹底をお願いします。

○子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等、市区町村への社会福祉士配置促進

子育て支援や子ども虐待の防止等に加え、昨今ではヤングケアラーやダブルケア等の新たな課題も生じています。それらに対応するためには、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）、子育て世代包括支援センター（母子保健法）の両機能を有した包括的な支援を行うワンストップ相談窓口として、子ども家庭センターを設置するだけでなく、子どもの最善の利益を実現するソーシャルワーカーの配置が不可欠です。

現在進められている児童相談所の体制強化と同様に、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員を増員とともに、これらの機関に加え、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置も必要と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

【法務省関係】

(人権擁護局)

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、」との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

（大臣官房秘書課）

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。

また、矯正施設や保護観察所に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようご配慮願います。

（出入国在留管理庁）

○「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」にかかる社会福祉士及び本会の活用

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）と取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それについて今後5年間に取り組むべき方策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（案）が2022年4月に公示されました。このロードマップ（案）では、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）の育成および、専門性の高い支援人材の認証制度のあり方の検討に触れられています。

本会では、2006年度から2015年度にかけて、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して、「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催し、2012年度には、『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』（中央法規出版）、2019年度においては、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業）を発刊し、社会福祉士を中心とした相談援助職に対する総合相談の質の向上とコーディネート人材の養成に15年に渡り尽力して参りました。

これらの実績をもとに、外国人総合支援コーディネーター（仮称）には社会福祉士の積極的な活用をご検討いただき、また、「専門性の高い支援人材の認証制度」の観点からは、認定社会福祉士認証・認定機構における認定制度および、本会の人材育成システムのご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

【内閣府関係】

(内閣府政策統括官(防災担当))

○福祉との連携による避難行動要支援者の個別計画策定の推進

消防庁の調べによると 2021 年 10 月現在、避難行動要支援者名簿を作成済みの自治体が 99.2% であるのに対し、一部策定済みも含めて個別計画策定済みの自治体は 66.6% にとどまっています。

名簿だけでは避難行動につながりにくいため、個別計画は重要なものですが、個々人の障害特性などのアセスメントが必要なため、策定が進んでいないのが現状です。そこで、介護保険の介護支援専門員や障害福祉の相談支援専門員が作成するケアプランやサービス等利用計画のアセスメント内容を個別計画策定に活用するなど、福祉との連携により個別計画策定の実効性が上がるよう、引き続き推進をお願いします。

○災害時における福祉的支援活動の災害救助法等適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第 7 条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。

文部科学省では令和元年度に 1 万人余のスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが週に 1~2 回の勤務ではこれらの活動が困難です。子どもの貧困やヤングケアラー、ひきこもり等の深刻な課題に対応できるのはスクールソーシャルワーカーです。

常勤職であれば児童生徒にさらに継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、総務省「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」に基づく勧告（令和 2 年 5 月 15 日付け）「スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の理解促進」において、「常勤の SSW を段階的に増員するように」との指摘がありました。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議 2017 年 1 月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

○スクールソーシャルワーカーの専門性向上に向けた職能団体の活用推進

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーのための「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」を作成し、研修会の開催やスクールソーシャルワークの実践アドバイザーの養成を行っております。

また、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっていますので、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修会を本会に委託するようお願いします。

○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。

そのために初任者研修や 10 年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を位置づけるなど、教員がソーシャルワーカーとの連携・協働できるようになるために、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

○給食未実施の解消

内閣府が公表している「令和 2 年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」では、「食料が買えない経験」がある子どもは、子どもがある全世帯のうち 16.9%となっています。

家庭内で十分な食事をとることが困難な子どもにとって、義務教育内において「食」の確保の必要性は明白です。給食未実施の自治体への給食の制度化と費用の補助をお願いします。

【総務省関係】

要望項目全般にわたり、地方公共団体が行う業務について、地方財政措置がされるよう、要望いたします。

なお、以下の 2 項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010 年 6 月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016 年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会、等、市区町村への社会福祉士配置促進

子育て支援や子ども虐待の防止等に加え、昨今ではヤングケアラーやダブルケア等の新たな課題も生じています。それらに対応するためには、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法）、子育て世代包括支援センター（母子保健法）の両機能を有した包括的な支援を行うワンストップ相談窓口として、子ども家庭センターを設置するだけでなく、子どもの最善の利益を実現するソーシャルワーカーの配置が不可欠です。

現在進められている児童相談所の体制強化と同様に、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員を増員するとともに、これらの機関に加え、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置も必要と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。